

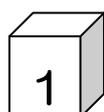
# 高松市の手話通訳派遣を考える会

支援ニュース <<13号>> 2013年 1月16日発行

【発行責任者】高松市の手話通訳派遣を考える会 近藤龍治 〒761-0705 香川県木田郡三木町井上 2243-8

Fax:087(889)1831 メールアドレス:takamatsu-haken@keb.biglobe.ne.jp

ホームページURL:http://takamatsu-haken.jimdo.com/ 弁護団ブログURL:http://syuwatsuyaku.blog.fc2.com/



## 裁判所との事前協議の報告

1月9日（水）4回目の裁判所と弁護団の事前協議があり、その後支援団体と弁護団の合同会議が開催され、協議内容の報告と今後の活動方針を話し合いました。事前協議は今回で4回目となりましたが、3回目までは非公式の形での協議で、今回は第1回進行協議期日として行われました。進行協議では調書が作成され協議された内容が明文化されます。

まずは弁護団から協議内容の報告がありました。

①前回裁判所から「現行の法律でも裁判所が公費で原告（池川さん）に公費で要約筆記を付けることが可能」という提案について

- ・手話を母語とする者にとって手話通訳を情報保障として求めているのであって要約筆記では意味がないことから裁判所からの提案である要約筆記の準備は求めない。手話通訳は費用を納め裁判所で準備してもらうことに決定。
- ・裁判所には、要約筆記は音声言語である日本語を聞きそれを要約し文字化する作業であり、たとえ要約筆記体制をとっても原告である池川さんの思いや意見を手話で話してもそれを日本語に直し文字化するものではなく、文字化するためには手話通訳が必要であることを説明。

②進行協議としてどのような内容を調書に残してもらうか

- ・3回目までの事前協議は非公式のため協議された内容は正式な文章として残っていないため現在の法律では原告に手話通訳を公費準備できない、要約筆記なら可能という裁判所の見解や傍聴者に対する情報保障についての配慮について可能となった部分はきちんと調書に残すことが必要。
- ・公式な文章に残すことで、今後の民事裁判において前例となると同時に法律に不備がある部分については法改正のための運動に繋げて行くことが重要。



事前協議は今回で終了し、今後は傍聴者の情報保障のための要約筆記の場所や盲ろう者、車いすの方のための席、磁気ループの設置等について裁判所と具体的な協議をはじめ4月には裁判は始まる見込みとなりました。



## カンパ状況の報告

# カンパ額 5,365,765円(1月15日現在)

現在のカンパ額は5,365,765円となりました。更なるカンパ協力お願い致します。そして継続してカンパして下さった方、ありがとうございます。今後も引き続き、ご支援お願い致します。

事務局では、お名前の確認ができた方から順次掲載させていただきます。銀行振り込みについては多少お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

## カンパして頂いた皆様(2013年1月15日現在) (敬称略)

(北海道) 佐々木友美、近藤つぐ(2件)、中村雅子(栃木) 奥田静子(群馬) 前橋市聴覚障害者福祉協会、安中市聴覚障害者協会(東京) 東大和市聴覚障害者協会(神奈川) 井上良貞(愛知) 愛知県手話通訳問題研究会、匿名(兵庫) 三木雅子、匿名(岡山) ぷ〜&み〜企画、公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会(島根) 全国手話通訳問題研究会島根県支部(山口) 匿名(香川) 野々口猛浩(2件)、手話サークル雑草の会、橋本節子、公益社団法人香川県聴覚障害者協会、(沖縄) 匿名

皆さまのご協力、ご支援に感謝いたします。  
ありがとうございました。  
引き続きご支援お願い致します。



## メッセージ紹介

今回も暖かい応援のメッセージをありがとうございます。その一部を紹介します。

- ・あきらめないで。みんな心から応援しています！
- ・ろうあ者には手話通訳が必要だとわかっていない。このあたりはろうあ者と筆談してみないとなかなか理解してもらえないのではないのでしょうか。私もそうでしたから。
- ・親が学校の保護者説明会に参加しようとするのは当然だと思います。
- ・長い道程になるでしょうが、がんばって下さい。応援しています。

**支援カンパは、1口2,000円です。《複数口でも可能です》**

**振込先： ゆうちょ銀行**

**口座名称： 高松市の手話通訳派遣を考える会**

**振替口座記号番号： 01630-2-108487(郵便局)**

**※ 他の銀行からは**

**(ゆうちょ銀行 店名 六三八 普通130885)**